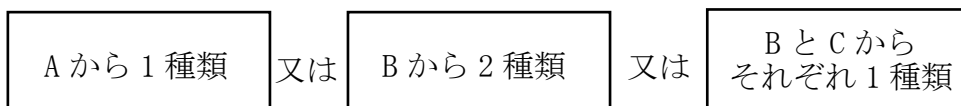


## 本人確認書類について

申込時は、本人確認書類として、官公署が発行した顔写真付きの書類(A)を1種類、それ以外の書類(B、C)であれば、Bから2種類又は、BとCからそれぞれ1種類をご用意ください。



※Cから2種類は不可

### A 官公庁が発行した顔写真付きの書類

運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、  
パスポート（所持人欄に住所が記載されているものに限る）、  
住民基本台帳カード（顔写真つき）

その他官公署が発行等した身分又は資格証明書  
（氏名及び住所の記載があり、顔写真つきのもの）

### B 官公庁が発行した顔写真のない書類

健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療証、年金手帳、  
生活保護受給票

その他官公署が発行等した身分又は資格証明書（顔写真なし）

### C その他の本人名義の書類

水道局の検針票又は請求書、公共料金領収書、国税又は地方税の納税通知書、  
賃貸借契約書、住民票、戸籍謄本

その他公的企業又は公益法人が発行等した書類（又は郵便物）

本人確認書類に記載されている住所・氏名が、「水道料金等適格請求書交付申込書」（本人以外申請用）に記入した受任者の住所・氏名と相違ない事を確認してください。

有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。

有効期限のない書類で、公共料金領収書や国税又は地方税の領収書等の受領印が確認できるものについては、受領印日付を起算日とし6ヶ月を有効期間とします。国税又は地方税の納税通知書など発行日の記載があるものは、確認日前6ヶ月以内に発行されたものを有効とします。

窓口で申請する場合は、原本をご用意ください。

郵送で申請する場合は、写しを同封してください。写しที่ไม่鮮明で住所・氏名が読み取れない場合、証明書の発行が出来ない場合がございますのでご注意ください。

なお、写しについては、手続きが終了したのち、破棄させていただきます。